第９７回　姫路市農業委員会総会議事録

開催日時　　令和７年６月２４日（火）　午後１時２０分から午後３時
開催場所　　姫路市役所　本館１０階　第３会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏　　名	出　欠	署名委員	備　　考
1	後　藤　明　彦	出席		
2	小　林　　隆	出席		
3	森　下　光　春	出席		
4	大　西　正　紀	出席		
5	岡　本　富　博	欠席		
6	船　引　政　則	欠席		
7	嘉ノ海　敏　明	出席		
8	青　田　俊　則	出席		
9	沼　田　靜　雄	出席		
10	嶋　田　秀　文	出席		
11	飯　塚　祐　樹	欠席		
12	竹　内　己　良	欠席		
13	橋　本　静　枝	出席	○	
14	小　林　弘　行	出席	○	
15	吉　田　勝　博	出席		
16	竹　内　光　明	出席		
17	福　永　信　幸	出席		会長職務代理者
18	青　田　　誠	出席		会長職務代理者
19	田　靡　仁　志	出席		会長

その他の出席者　　０名

農業委員会事務局職員　　４名

議事内容

議案第１号　農地確認及び非農地確認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項及び第４項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第６号　相続税等納税猶予適格者証明について
報告第１号　農地法第３条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第２号　農地法第４条の規定による届出の専決について
報告第３号　農地法第５条の規定による届出の専決について
報告第４号　合意による解約等の通知について
報告第５号　県許可案件の許可状況について
報告第６号　農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

（令和７年６月２４日　午後１時２０分）

議　　長　定刻となりましたので、只今から、第９７回総会を開催致します。

【　議　長　挨　拶　】

現在の出席者数は、農業委員１９名中１５名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。
なお、岡本富博委員、竹内己良委員、飯塚祐樹委員、船引政則委員から欠席の連絡を頂いております。
それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員　異議なし。

議　　長　異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を橋本静枝委員と小林弘行委員にお願いいたします。
それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いします。
議案第１号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　議案第１号（Ｐ１～Ｐ２）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。非農地確認の５番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。
この度は、農地確認の申請が１件、非農地確認の申請が６件提出されております。
まず、農地確認です。
飾東町佐良和の田、畑４筆□□□□□□□□につきまして、「□□□□□□□□□付５条許可を受けたが、計画が変更となり、引き続き農地として利用してい

る」との申請です。現況は「田」となっております。
　担当委員から「適当である」との意見を頂いております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
　続きまして、非農地確認です。
　まず、１番です。西今宿二丁目の田２筆□□□□□□□につきまして、「平成１６年以前から道路擁壁として利用している」との申請です。
　次に、２番です。
　東山の畑□□□□につきまして、「平成１６年以前から原野となっている」との申請です。
　３番です。
　夢前町寺の畑□□□□につきまして、「平成５年以前より山林となっている」との申請です。
　４番です。
　夢前町寺の畑□□□□につきまして、「平成５年以前より山林となっている」との申請です。
　６番です。
　四郷町東阿保の田□□□□につきまして、「平成１６年以前から原野となっている」との申請です。
　７番です。
　四郷町明田の畑□□□□につきまして、「平成１６年以前から原野となっている」との申請です。
　現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。
　各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
　以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議　　長　　有難うございます。
　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　特にないようですので、承認とすることでよろしいでしょうか。

各 委 員　　異議なし。

議　　長　　「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。
　次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　〔農地法第３条の規定による許可申請について〕
　議案第２号（Ｐ３～Ｐ１５）を説明する。

　農地法第３条の規定による許可申請について、この度は、７８件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。
　所有権の移転が７０件、使用貸借権の設定が７件、賃借権の設定が１件で、市街化区域の案件が５３番、５５番、５６番である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、６８番と７５番から７８番が貸付地である外はいずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、１番が一般法人、９番から５２番が農地所有適格法人である外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、

３０㎞以内が５番、６番、９番から５２番、５３番、５９番である外は、いずれも１５㎞以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

１番から５２番につきましては、現在耕作面積が０㎡の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

１番です。

飾西の田２筆□□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□□□□□□□が、□□□□□□から、解除条件付きの貸借で「借り受けたい」との賃借権設定の申請です。借人は一般法人ですが、①農地を適正に利用していないと認められる場合に貸借を解除する旨の条件を契約書に付していること、②地域の農業における他の農業者と適切な役割の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、③一人以上業務執行役員等が常時従事すること、以上の要件を満たすことから、一般法人として農地を貸し借りできるものとして申請されたものです。作付作物は「スプラウトにんにく」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□とのことです。

なおこの案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

２番です。

安富町安志の畑□□□□□につきまして、神戸市の□□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。譲受人の住所は神戸市ですが、隣接の住居を同時に購入し、そこに転居する予定となっております。作付作物は「露地野菜、果樹」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□とのことです。なおこの案件、現在耕作面積が０㎡ですが、北西部地区農政協議会では「面積が小さく、隣接が住居であるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

３番です。

安富町栃原の田、畑３筆□□□□□□につきまして、東京都港区の□□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。譲受人の住所は東京都ですが、近隣に別荘地があり、毎月訪れているとのことです。作付作物は「果樹」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が０㎡ですが、北西部地区農政協議会では「地元の助力が見込め、営農意欲があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

４番です。

船津町の田４筆□□□□□□□□につきまして、大阪府八尾市の□□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。譲受人の住所は八尾市ですが、隣接の住居を同時に購入し、そこに転居する予定となっております。作付作物は「水稲、野菜、果樹」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□とのことです。

なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

５番です。

船津町の田□□□□につきまして、飾磨区下野田の□□□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が０㎡ですが、北東部地区農政協議会では「面積が小さく、営農意欲があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。
６番です。
豊富町豊富の田２筆□□□□□□□□につきまして、青山の□□□□□□□が、□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□とのことです。
なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。
７番と８番です。
花田町勅旨の□□□□□□□□□□□が、飾東町八重畑の田２筆□□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□とのことです。
なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。
９番から５２番です。
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□が、別所町北宿の田、畑９７筆□□□□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしているとの申請となっております。作付作物は「水稲、露地野菜、果樹」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□とのことです。
この案件につきましては、議案第４号５条案件の８番から４１番と関連していますが、□□□□□□□□□□が別所町北宿の農地□□□□□□□□を工場用地として転用するとともに、地元の要望を受け、実質的な子会社として新たに農地所有適格法人を立ち上げ、その周囲の農地を取得し、農業従事者の高齢化・減少に伴い耕作放棄地が増加している地域農業の維持に貢献しようとするものとなっております。この工場用地への転用については議案第４号にて概要を説明する予定でしたが、当該地域は集団性のある農地の第１種農地に区分され、農地転用は原則不許可ですが、地域未来投資促進法における土地利用調整への配慮として、農地転用が許可できるものとなっています。
なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。
５３番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。
５３番です。
的形町的形の田□□□□□につきまして、青山の□□□□□□□□が、□□□□□□□から「共有持ち分を購入し、単独所有にしたい」との所有権移転の申請です。許可後の台帳上の耕作面積に変動はありません。作付作物は「野菜」となっております。
５４番です。
余部区下余部の田□□□□□□□につきまして、余部区下余部の□□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。
５５番です。
飾磨区中島の田□□□□につきまして、飾磨区中島の□□□□□□□□が、□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「イチジクなど」となっております。

５６番です。
広畑区才の田□□□□につきまして、広畑区才の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。
５７番です。
刀出の田２筆□□□□□□につきまして、刀出の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。
５８番です。
林田町林谷の田□□□□□□□につきまして、林田町新町の□□□□□□□が、□□□□□□□から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。
５９番と６０番です。
夢前町寺の田２筆□□□□□□□□と□□□□□□□につきまして、北条永良町の□□□□□□□と夢前町寺の□□□□□□□から「交換したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はそれぞれ□□□□□□□と□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」と「野菜」となっております。
６１番と６２番です。
夢前町莇野の□□□□□□□が、夢前町莇野の田４筆□□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□□□□から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲、クレソン、露地野菜」となっております。
６３番と６４番です。
船津町の□□□□□□□が、船津町の田７筆□□□□□□□□□つきまして、□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。
６５番と６６番です。
船津町の□□□□□□□が、船津町の田３筆□□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。
６７番です。
船津町の田□□□□□□□につきまして、船津町の□□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。
６８番です。
山田町牧野の田２筆□□□□□□につきまして、山田町牧野の□□□□□□□が、□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。申請地は譲受人が耕作しており、許可後の耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稲」となっております。
６９番です。
豊富町神谷の田□□□□□につきまして、豊富町神谷の□□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。
７０番です。
飾東町志吹の田２筆□□□□□□□□につきまして、飾東町志吹の□□□□□□が、□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。
７１番です。

飾東町塩崎の田、畑４筆□□□□□□□□につきまして、大善町の□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲、露地野菜」となっております。

７２番です。

香寺町恒屋の田□□□□□につきまして、香寺町恒屋の□□□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

７３番です。

別所町佐土の田□□□□□につきまして、御国野町国分寺の□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

７４番です。

四郷町明田の田２筆□□□□□□□□につきまして、四郷町見野の□□□□□□が、□□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲、野菜」となっております。

７５番以降につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され農用地利用集積計画に基づく利用権設定が令和７年３月末をもって廃止されたことに伴う、終期を迎えた利用権からの切り替え更新手続き分の案件となっております。現在の借人が引き続き借り受けて耕作されるものとの申請となっており、使用貸借権の設定が４件となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議　　長　　有難うございます。

新規農家の聞き取り調査の要不要は後に回して、まずは、全７８件の許可相当の判断について、審議したいと思います。只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

委　　員　　９番から５２番の□□□□□ですが、いきなりこの大きな面積で農業をするとの申請ですが、営農計画書を見せていただきますと、農業従事者は３名でそのうち農業経験者が２名のみとなっていますが、この人数でこの面積を耕作するとの計画で、間違いはないでしょうか。

事 務 局　　この２名は農業責任者として、実際のところは、地元の現農家から助力をいただきながら引き続き農業を始めていくものとの説明を申請者から聞いています。このことにつきましては営農計画書には記載がなされておらず、ついては営農計画書の補正を事務局で指示すべきであったと思います、申し訳ございません。

委　　員　　この地域は耕作放棄地が多くあったと思いますが、その方たちは、その放棄地についても耕作をして行ける見込みは、あるものでしょうか。

事 務 局　　そこまでの聞き取りが事務局ではできておりませんが、この工場誘致とセットで、地域の農地管理についても地元が数年に亘り調整の上計画してこられている状況と認識していますので、農業の維持管理についても地元了承の状況で計画されているものとの認識でございます。

議　　長　　今回の３条と５条の転用とであわせて８ヘクタールほどの農地が動くことにな

ります。このうち４ヘクタールほどが工場用地に転用され、残る４ヘクタールをこの法人が取得することになる。今後将来にはこの農地部分も工場用地として転用予定に含まれるのではないかとの疑いも考えられますが、今のところは、これ以上広げる考えはないとの説明であります。

もう一つは、すでに地域未来投資促進法の手続きの過程で、他法令をクリアしてきており、これは県においても承認手前まで進んでいる状況にあるということです。地元の要望も踏まえながら、数年前から計画が進んできており、開発許可手続についても許可手前まで進んできており、農地法の許可を待つ状態まで来ているところとなっております。地域の農地約１１ヘクタールのうち約７割が耕作放棄地となっている状況で、これだけの農地を耕作していただけることは喜ばしいことではありますが、本当に耕作できるのか、という思いもあります。

ここで、北東部地区農政協議会におきまして出た意見としては、どのようなものがあったのか、報告をいただけたらと思います。

委　　員　北東部地区農政協議会で担当委員からの報告では、農区長、自治会長を含めすでに地元で調整の上で上がってきた案件であるとのことで、特に問題点の指摘はありませんでした。担当委員も気になるところは個々に確認されて、納得されていたようでした。

私も現地を見に行きましたが、この辺りは山の裾に当たることから猪の獣害がひどいところで、農業をすることは非常に困難だったと思います。

この地域未来投資促進法の手続きを使えば農振農用地でも開発ができるということで、これまでは何もできないと思っていたところができると知って希望が出てきた、という声もありました。

委　　員　地域未来投資促進法とはどのようなものですか。

事務局長　地域未来投資促進法による規制緩和の特例を活用することで、原則農地を転用することができない１種農地や農用地区域内農地であっても産業用地としての開発が可能となるもので、県から地域経済牽引事業計画の承認を受け、計画に従って事業を実施する場合、事業者は様々な支援措置が受けられます。

国においても、通常は行政機関における調整に長期の時間を要するところを、企業の投資スピードに合うように、土地利用調整の迅速化に向けて積極的に働きかけをしてきています。

委　　員　地域未来投資促進法による転用の場合は、農地取得もセットになっているのですか。

事 務 局　地域未来投資促進法による転用と法人による農地取得はセットになっているものではないです。今回の工場誘致に伴う地元からの要望により行われるもので、農地転用とは別に審議されるものです。

委　　員　□□□□□□□□□□□□□□□□□□□の工場は、山の方へ拡大していっていますが場所が狭くてこれ以上拡張は難しそうだし、倉庫もいろんなところに借りてされていますが、こういう計画で動かれていたんだなと見せていただいています。今回３条で取得される農地についても、いずれは駐車場などに転用されていくのかなと思いますけれども。

事 務 局　転用の申請地の農地区分は、集団性のある農地等の第１種農地に該当しますが、この転用により農地の集団規模が小さくなり第２種農地となります。このことによりその必要性があるのであれば立地上は転用が可能とはなります。しかしながら、現在の計画では今回の転用面積以上の開発計画はないと聞き及んでおり、今回の３条申請地が将来の転用予定地の取得が目的であるとは、地元との調整上も考えられないと思っています。

委　　員　　営農計画書において農業従事者が３名となっているが、実際には他に従事者がいるというのであれば、そう記載しておいてもらいたい。

議　　長　　私も、この営農計画書の内容は、いささか不十分であると感じています。実際の計画を反映されていないのではないかと思います。長年耕作されてきていない農地を、本当に耕作できるのか、ここにつきます。
　県の農地委員会で、７月にこの転用の案件が上程されます。姫路市農業委員会の判断が問われることになります。地区協議会では聞き取り調査対象として意見が出ていますけれども、他の案件で聞き取り調査の要不要などについて、ご意見はございませんでしょうか。

委　　員　　１番の案件は、作付作物が「スプラウトにんにく」となっていますが、これはハウス栽培でしょうか。

事務局　　ニンニクのもやし栽培と聞いています。植えて２週間後に出荷する計画となっています。

委　　員　　地区担当委員からは、ハウスを建てて栽培を行うものと聞きました。栽培方法も目新しいものであるため、聞き取り調査で聞いてほしいとの要望もあります。

委　　員　　ハウスでの水耕栽培ということですが、貸借期間が終了するとハウスを建てたことによるトラブルを招いたりしないでしょうか。解除条件付き貸借ですので、ハウスの撤去が解除条件として取り扱えるのか。簡単に撤去できるものなら問題にならないのかもしれませんが、そこらへんは、だいじょうぶ？

事務局　　目標物上の建築物の撤去について、覚書を交わしておられます。覚書において、建築物の撤去については、借人の責任において撤去するものとなっています。

議　　長　　その他、なにかございますでしょうか。

各委員　　・・・

議　　長　　ご意見も出尽くしたようですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員　　（全員挙手）

議　　長　　全員の挙手をいただきましたので、いずれの案件も許可相当といたします。
　次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが地区協議会の意見では、１番、４番、６番、７番と８番、９番から５２番については必要、２番、３番、５番については必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。

各委員　　・・・。

議　　長　　特にない様ですので、新規農家の聞き取り調査については、１番、４番、６番、７番と８番、９番から５２番について実施することに決定します。
　なお、９番から５２番の□□□□□については、実際に農業に携わる人に来ていただくようお願いします。農業機械についても少ないとの意見もありましたし、作付の栽培カレンダーも、従事する人数と連携するようなものがあればお願いできたらと思います。事務局の方からよろしく伝達してください。

続きまして、議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第２９条第１号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　議案第４号（Ｐ１５～Ｐ１６）を説明する。
〔農地法第４条の規定による許可申請について〕

農地法第４条の規定による許可申請について、この度は、４件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。
いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましても、確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。
それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。
１番です。
勝原区下太田の田□□□□につきまして、「農業用倉庫を建て、育苗場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第１種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□となっております。
２番です。
林田町中山下の田□□□□□□につきまして、「土壌改良を行い畑地に転換したい」との一時転用の申請です。一時転用期間は、９０日間となっております。申請地の農地区分は、「農用地区域内農地」となっており、原則転用許可はできませんが、一時的であることと、「農業振興地域整備計画上支障がない」ことを条件に許可されるものとして申請されたものです。当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について、市農政総務課へ意見を求めたところ、「支障なし。ただし、一時転用の必要がなくなった場合は、直ちに原状回復すること」との回答を得ております。「事業内容」につきましては、□□□となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、事業計画事前申請、産廃条例、盛土規制法、河川法が手続中となっております。
なおこの案件、転用面積が３，０００㎡を超えておりますので、県に進達する前に県農業会議の意見照会を予定しております。
３番です。
御国野町深志野の畑□□□□につきまして、「農家住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模１０ｈａ未満の「第２種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、□□□となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請済となっております。現況はすでに造成済となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。
４番です。
船津町の田□□□□につきまして、「農業用倉庫を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地の農業用施設用地となっております。「事業内容」につきましては、□□□となっておりますが、このことにつきまして始末書が添付されております。
いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第２９条第１号の確認について〕
続きまして、農地法施行規則第２９条第１号の確認について、ご説明いたします。２００㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第４条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当するとして１件の確認願が提出されております。
飾東町塩崎の畑の一部□□□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっております。
北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議　　長　　有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　特にないようですので、それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員　　（全員挙手）

議　　長　　全員の挙手をいただきましたので、許可相当と決定します。
それでは続きまして、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　議案第５号（Ｐ１６～Ｐ２２）を説明する。
〔農地法第５条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。４番の案件でございますが、隣接同意書について申請者から追加で提出があり、同意が得られていますので訂正をお願いいたします。
農地法第５条の規定による許可申請について、この度は、４１件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。
都市計画区域外の案件が２番から４番であるほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。
それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。
１番です。
打越の田□□□につきまして、□□□□□□□が、「譲り受けて、住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模１０ｈａ未満の「第２種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、□□□□□□□

すると考えております。「事業内容」につきましては、いずれも出力５０ｋｗ未満の小規模太陽光発電設備を設置する計画となっております。

５番です。

御国野町深志野の田□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□□□□□が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模１０ｈａ未満の「第２種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、出力５０ｋｗ未満の小規模太陽光発電設備を設置する計画となっております。

６番と７番です。

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□が、豊富町豊富の田□□□□□□□□□□□□□につきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、どちらも公共施設である北出張所から近距離の「第２種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、どちらも出力５０ｋｗ未満の小規模太陽光発電設備を設置する計画となっております。

８番から４１番です。

別所町北宿の田、畑７３筆□□□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□が、「譲り受けて、工場を建て、守衛所、露天駐車場、調整池を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第１種農地」に該当すると考えておりますが、本申請地は「地域未来投資促進法」に基づき、兵庫県知事により承認された姫路市基本計画の中で設定する「重点促進区域」にあり、第１種農地の不許可の例外規定が適用されるものとの申請となっております。「事業内容」につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□

各 委 員　・・・。

議　　長　それでは、承認することでよろしいでしょうか。

各 委 員　異議なし。

議　　長　「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

　次に、議案第６号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　議案第６号（Ｐ２４）を説明する。
〔相続税等納税猶予適格者証明について〕

　今月は、証明願が１件出ております。
　広畑区西蒲田の□□□□□□が所有されていました市街化区域の農地８筆のうち３筆を別居の子であります□□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、畑作をされています。
　なお、中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。
　適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議　　長　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員　・・・。

議　　長　それでは、承認することでよろしいでしょうか。

各 委 員　異議なし。

議　　長　「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
　次に、報告事項に入ります。
　報告第１号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　報告第１号（Ｐ２５）を説明する。
〔農地法第３条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

　農地法第３条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、５月にご審議いただきました新規農家４件の聞き取り調査を、６月４日に実施していただきました。当日は、いずれも本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書等を交付しておりますことを報告いたします。

議　　長　報告ありがとうございます。
　それでは、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。

委　　員　□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
　□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
　□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□

ないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議　　長　　有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　ないようですので、確認とすることでお願いします。
次に報告第４号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　報告第４号（Ｐ３６～Ｐ３７）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が５件、使用貸借契約の解約の通知が４件ございました。このうち、利用権に該当するものは１件、中間管理に該当するものは３件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議　　長　　有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　ないようですね。確認をお願いします。
次に報告第５号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　報告第５号（Ｐ３７～Ｐ３９）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、５月において１２件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議　　長　　報告、有り難うございます。確認をお願いします。
次に報告第６号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　報告第６号（Ｐ３９）を説明する。
〔県農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

４月の会長決裁分について報告します。
案件は１件です。認定の継続申請です。
安富町皆河で肉用牛を飼養されている□□□□□□につきまして、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから、問題はなく、認定農業者として「おおむね適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。その結果として、令和７年４月２５日付けで継続認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。

議　　長　　有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　ないようですね。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各 委 員	・・・。
議　　長	ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。 （午後３時　終了）

議事録署名委員

（議　　長）　　田　廡　仁　志

（署名委員）　　橋　本　静　枝

（署名委員）　　小　林　弘　行